



後期高齢者医療制度のお知らせ

問い合わせ 医療保険課 (TEL 892・0121)



なさんには、「保険料額決定通知書」および「納入通知書」を送りますので、内容をご確認ください。
また、年度途中で被保険者になった人は、被保険者になった月から月割りで保険料を納めていただきます。

保険料の納付方法は、次の2通りです。

- ①特別徴収(年金天引き)
原則として、年額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から、年6回の年金受給日に年金から直接、保険料をお支払いいただきます。
- ②普通徴収
特別徴収の対象にならない人は、市が定める納期(毎年7月〜翌3月までの9期)に納付書(納入通知書)や口座振替などで保険料をお支払いいただきます。

■保険料の決定
28年度の保険料の決定(本算定)に伴い、被保険者のみ

現在交付されている減額認定証の有効期限は7月31日(日)までです。8月1日(月)から有効となる減額認定証の交付を受けるには、8月中旬に窓口で手続きをしてください。

■自己負担割合について
医療機関などでの自己負担割合は、毎年8月1日現在で当該年度(4〜7月は前年度)の「地方税法上の各種所得控除後の所得(課税標準額)」により定期判定を行います。

自己負担割合は、一般が1割、現役並み所得者が3割になります。
▽一般II同一世帯内の被保険者全員の住民税の課税所得(各種控除後の所得)が145万円未満の場合
▽現役並み所得者II同一世帯内に住民税の課税所得(各種控除後の所得)が145万円以上の被保険者と、その被保険者と同じ世帯の被保険者(ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と同一世帯の被保険者の賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下の場合)は、1割負担となります。

均等割額の軽減	所得の判定区分		軽減割合	軽減後の被保険者均等割額(年額)
	①下の②に属する被保険者で、当該世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得が0円)であるとき	②同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、基礎控除額(33万円)を超えないとき		
	③同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、【基礎控除額(33万円)+26万5,000円×被保険者の数】を超えないとき	5割	25,824円	
	④同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、【基礎控除額(33万円)+48万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	41,319円	

用申請)をすることで、1割負担に変更することができます。

▽同一世帯に被保険者が1人の場合II被保険者本人の収入額が383万円未満のとき

▽同一世帯に被保険者が複数いる場合II被保険者の収入合計額が520万円未満のとき

▽同一世帯に被保険者が1人で、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合II被保険者本人の収入額が383万円以上で、被保険者本人と70歳以上75歳未満の人の収入合計額が520万円未満のとき

■後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)は、医療機関に入院・通院した際に窓口で提示すると、医療費・食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯(低所得I・II)に属する被保険者が対象です。

現在交付されている減額認定証の有効期限は7月31日(日)までです。8月1日(月)から有効となる減額認定証の交付を受けるには、8月中旬に窓口で手続きをしてください。

これまで交付を受けていない人でも対象となり、交付を希望する場合は、随時、窓口で申請することができます。

■制度に関する問い合わせ
大阪府後期高齢者医療広域連合事務局
▽保険料、被保険者資格、被保険者証などに関すること
II資格管理課(TEL 06・4790・2028)
▽給付事務、保健事業(健康診査)、医療費通知、レセプト点検に関することII給付課(TEL 06・4790・2031)
▽事務局庶務、予算編成・経理、広域連合議会、広報広聴に関することII総務企画課(TEL 06・4790・2029)

■保険料の納付、その他各種届出に関する問い合わせ
▽医療保険課(TEL 892・0121)

課税状況	負担区分	負担割合	判定基準	自己負担限度額(月額)	
				外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税世帯	現役並み所得者	3割	同一世帯に住民税の課税所得(各種控除後の所得)が145万円以上の被保険者がいる場合	44,400円	80,100円+1%(※1) (44,400円)(※2)
	一般		同一世帯の被保険者全員の住民税の課税所得(各種控除後の所得)が145万円未満	12,000円	44,400円
非課税世帯	低所得II	1割	住民税非課税世帯に属する被保険者		24,600円
	低所得I		▽住民税非課税世帯のすべての世帯員の各所得が0円となる人 ※公的年金等控除額は80万円として計算 ▽住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者	8,000円	15,000円

(※1) 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%が加算されます。
(※2) ()内の金額は、年3回以上該当した場合の4回目以降の額です。
※入院時の食事代や差額ベッド代など、保険診療外の費用は含みません。
※月の途中で75歳になった場合、その誕生月については、誕生日前に加入していた医療保険制度と誕生日後の後期高齢者医療制度の自己負担限度額が、それぞれ通常月の半額になります。

課税状況	所得区分	負担額(1食あたり)	
課税世帯	現役並み所得者	360円	
	一般	指定難病患者 260円	
非課税世帯	低所得II	過去1年以内の入院日数が90日以内の場合	210円
		過去1年以内の入院日数が90日を超える場合	160円(※1)
	低所得I	100円	

課税状況	負担区分	食費(1食あたり)	居住費(1日あたり)
課税世帯	現役並み所得者	460円(※1)	320円
	一般		
非課税世帯	低所得II	210円	0円
	低所得I	130円	
	老齢福祉年金受給者	100円	

(※1) 適用を受けるためには、窓口での手続きが必要です。
(※1) 管理栄養士・栄養士により栄養管理が行われている場合です。それ以外の場合は420円です。



設置店舗 下表のとおり
重篤な傷病者が発生した場合に、救急車が到着するまでの間、その場に居合わせた人（バイスタンダー）による救



協定締結式の様子

■協定締結式を実施
6月15日に、市と設置店舗において「AED設置店舗による協定締結式」を行いました。

市内コンビニにAEDを設置

問い合わせ 消防本部総務課
(TEL 892・0119)

コンビニ名	店舗名	住所
ファミリーマート	幾野四丁目店	幾野4-18-5
	交野私部店	私部2-22-2
	森北一丁目店	森北1-137
	かわちいわふね店	私市1-1-10
	星田駅東店	星田5-7-15
ローソン	交野倉治一丁目店	倉治1-55-12
	交野市駅前店	私部2-11-34
	交野私部西二丁目店	私部西2-15-3
	JR河内磐船駅前店	森南1-9-13
	交野私市四丁目店	私市4-65-15
	交野星田北三丁目店	星田北3-37-15
	交野星田北五丁目店	星田北5-51-17
サークルKサンクス	交野倉治西店	倉治2-68-26
	交野星田店	星田6-1-30
セブンイレブン	交野市役所前店	私部3-6-5
	交野私部4丁目店	私部4-28-9
	交野天野が原町2丁目店	天野が原町2-9-20
	交野倉治9丁目店	倉治9-2675-3
デイリーヤマザキ	交野星田1丁目店	星田1-8-10
	交野幾野1丁目店	幾野1-8-5

命処置が重要となります。一般市民に、AED（自動体外式除細動器）の使用が認められて10年が経ちます。現在、多くの公共機関に設置されていますが、24時間利用可能なAEDの台数は、ごく少数となっています。

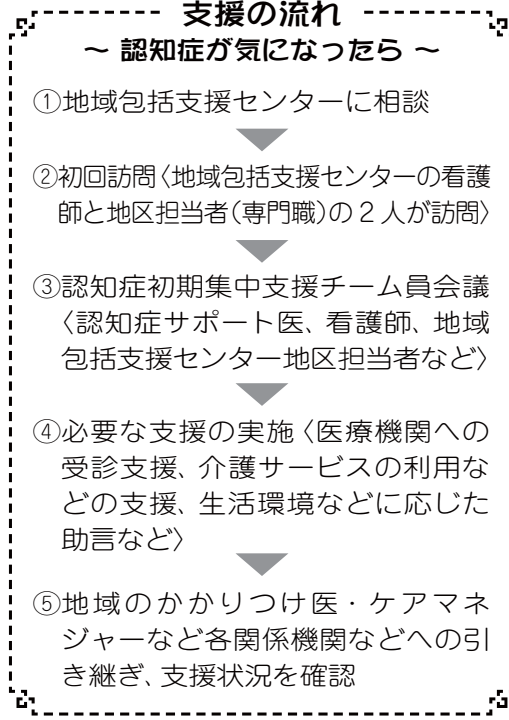
市は、応急救護体制の充実強化を図り、さらなる救命率の向上を目指すため、7月1日（金）から、市内の24時間営業のコンビニエンスストア全店にAEDを設置します。また、市内消防団全分団にもAEDを配備しました。

認知症初期集中支援チームがサポート

問い合わせ 高齢介護課
(TEL 893・6400)

認知症の人が、地域で安心して生活できる仕組みをさらに充実させるため、新たな取り組みを始めます。
◆認知症初期集中支援チーム
「認知症初期集中支援チーム」は、認知症診療・認知症在宅ケアの経験豊富な医師、看護師、社会福祉士などの専門職で構成しています。本人や家族などから相談を受け、原則、家庭訪問を行い早期診断・早期対応に向けた支援を通じ、一人ひとりの状況に合わせて支援の方向性を検討し、自立した生活のサポートを集中的に行います。
対象 40歳以上で、自宅で

生活している認知症の人や、認知症の疑いがある人で、①認知症の診断を受けていない人
②継続的な医療サービスを受けていない人
③必要と思われる介護保険サービスに結び付いていない人など
◆認知症地域支援推進員
認知症の人やその家族ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう



うに、認知症への理解を深め、普及・啓発を目的とした出前講座や、医療または介護・福祉の専門職が連携し、スムーズな支援につなげていくための専門職に対する取り組み、若年性認知症の人に対する支援などを行います。
市は、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症地域支援推進員を配置しています。
■認知症に関する相談
ところ ゆうゆうセンター1階 地域包括支援センター
時間 午前9時～午後5時30分
電話番号 893・6426

地域密着型サービス運営法人の公募

問い合わせ 福祉総務課
(TEL 893・6400)

市は、第6期介護保険事業計画に基づき、介護保険施設などの基盤整備を進めています。地域密着型介護老人福祉施設および看護小規模多機能型居宅介護を整備・運営する事業者を公募します。
公募内容 下表のとおり
申請書類の配布
▽ホームページ（http://www.city.katano.osaka.jp/soshiki/hukusisonu/）からダウンロード
▽ゆうゆうセンター1階 福祉総務課（事前に要電話予約）
申請書類 建築図面、写真、土地・財務関係書類など

種別	整備数	規模	圏域	開所年度
地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）	1施設	29人	市内全域	29年度中
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1施設	25～29人	市内全域	28年度中（上記との合築の場合は、この限りではない）

※申請書類は多岐にわたるため、一定の準備期間が必要と見られます。
受付期間 7月15日（金）午後5時まで（期限厳守必着）
審査方法 所定の申請書類を提出後、プレゼンテーションなどによる審査の上、8月初旬ごろに選定（予定）
※審査の結果、どの応募者も選定されない場合があります。

第24回参議院議員通常選挙

～さあ投票 選挙の主役は あなたです～

投票：7月10日（日）午前7時～午後8時 各投票所

第24回参議院議員通常選挙が6月22日（水）に公示され、7月10日（日）に投票、即日開票されます。各家庭に郵送される「投票所入場整理券」に記載している投票所で投票してください。なお、選挙に関する詳しい内容は、「広報かたの」6月号をご覧ください。
期日前投票 6月23日（木）～7月9日（土）午前8時30分～午後8時、市役所本館1階 玄関ホール
開票 7月10日（日）午後9時～、いきいきランド交野

■投票所の変更について■

次の投票区は、投票場所が同じ敷地内で変更になりましたので、ご注意ください。
▷第1投票区投票所 → 倉治小学校体育館
▷第8投票区投票所 → 交野小学校体育館
▷第9投票区投票所 → 第1中学校体育館
▷第18投票区投票所 → 星田小学校体育館
問い合わせ 選挙管理委員会事務局（TEL 892・0121）

★摂南大学の学生が期日前投票の立会人に★

市選挙管理委員会は、今回の選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることを受け、若者への選挙啓発の一環として、摂南大学に通う交野市在住の学生を対象に、期日前投票の立会人を募集しました。その結果、2人の応募があり、選挙が公正かつ確実に執行されているかの立ち会いをしていただくことになりました。



オレンジ色の封筒で、投票所入場整理券を郵送しています。

